

<目次>

- 【1】 ビジネスニュース速報
- 【2】 当事務所のサービス案内
- 【3】 セミナー案内
- 【4】 ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】 ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★新型コロナ関係★

京都府新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://kyoto.stopcovid19.jp/>

には各日のPCR検査実施数と陽性者数が公表されています。

検査実施日と陽性判明日が同じ日でない場合が多いと思われるので、あくまで参考ですが、陽性者数／検査数の割合とその日以降7日間の移動平均を出してみました。

対象日	検査数	陽性者数	割合	移動平均
2月24日	1274	7	0.55%	—
2月23日	2938	8	2.73%	—
2月22日	901	7	0.78%	—
2月21日	240	9	3.75%	—
2月20日	561	16	2.85%	—
2月19日	998	7	1.70%	1.66%
2月18日	1051	18	1.71%	1.54%
2月17日	1089	17	1.56%	1.79%

2月16日	1062	17	1.60%	1.71%
2月15日	398	7	1.76%	1.87%
2月14日	194	20	10.31%	2.09%
2月13日	1270	23	1.81%	1.96%
2月12日	1025	27	2.63%	2.12%
2月11日	894	21	2.35%	2.23%
2月10日	1289	27	2.09%	2.32%
2月9日	1366	27	1.98%	2.36%
2月8日	490	21	4.29%	2.54%
2月7日	308	30	9.74%	2.65%
2月6日	1037	37	3.57%	2.96%
2月5日	1284	32	2.49%	2.92%
2月4日	1080	42	3.89%	3.15%
2月3日	1419	43	3.03%	3.32%
2月2日	1695	56	3.30%	3.57%
2月1日	1246	63	5.06%	3.76%
1月31日	490	76	15.51%	4.23%
1月30日	1707	82	4.80%	4.42%
1月29日	2017	89	4.41%	4.67%
1月28日	2020	109	5.40%	4.89%
1月27日	1791	128	7.15%	5.50%
1月26日	2307	113	4.90%	5.70%

(ご参考)

1/20 - 1/26 11.1%

1/13 - 1/19 12.7%

1/6 - 1/12 10.1%

12/30 - 1/5 11.3%

12/23 - 12/29 12.5%

緊急事態宣言が発出されたのが1/13です。

先月のメルマガで期待していたとおり、発出約2週間後の1月下旬から割合が下がってきましたね。

苦しい日々が続きますが、確実に結果は出ています。

関西は2/28で宣言解除ということですが、気を抜かずに参りましょう！

◆ホームページの人気記事◆

当事務所のホームページでは皆様のお役立ち記事を随時更新しています。
その中から最近よく閲覧していただいているページをご紹介します。

【勤務中の事故の責任は誰が負うのか？】

従業員が勤務中に交通事故を起こしたり、何らかの事故で第三者に怪我を負わせてしまったりするケースを時々耳にします。

被害弁償は当然のことですが、被害者に賠償金を支払った従業員は、会社にその一部の負担を求めることはできるのでしょうか。

それとも全額自己負担となるのでしょうか。

この問題がようやく最高裁判所で決着しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=285>

【施設内で起きたお客様同士の事故。その賠償責任を施設が負う？】

施設内で起きたお客様同士の事故は誰が賠償責任を負うのでしょうか。

時折、「施設内で起きたお客様同士の事故については一切責任を負いません。」という掲示を目にします。

このような掲示をしておけば責任を免れるのでしょうか。

<https://kyotosogo-law.com/post-3625/>

【令和3年（2021年）3月1日施行の改正会社法の概要】

令和3年（2021年）3月1日から改正会社法が施行されます。

今回の改正は、

- ①濫用的な株主提案の制限措置
- ②取締役の報酬決定の透明化
- ③会社が役員費用や損失を補償等する制度
- ④社外取締役の義務化
- ⑤社債管理補助者の創設
- ⑥株式交付制度の創設

であり、実務への影響もそれなりに大きいものと思われます。

なお、株主への株主総会資料の電子提供については令和4年（2022年）度中に施行される

見込みです。

そこで今回は、まもなく施行される①～⑥について、その概要をお伝えします。

<https://kyotosogo-law.com/post-3621/>

当事務所ホームページはこちらです。

<https://kyotosogo-law.com/>

特にご相談の多い労務トラブル特化サイトはこちらです。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆企業法務一般◆

【株主総会】

経済産業省が「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」を策定しました。

2020年6月の株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環としても実施ガイドの活用が目が集まり、上場会社のうちハイブリッド「出席型」は9社、ハイブリッド「参加型」は113社で実施されたようです。

ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる浸透が期待されています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002.html>

◆労務◆

【緊急事態宣言下におけるテレワーク等の実施状況調査】

経団連が行った調査により、

- ・ 9割の企業が可能な限り在宅勤務・テレワークを導入
 - ・ テレワーク推進等の結果、11都府県で約87万人の出勤者の削減（エッセンシャルワーカー一等を除く135万人中、削減率約65%）が実現
 - ・ 185社が7割以上の出勤者を削減（エッセンシャルワーカー一等を除く）
 - ・ 8割以上の企業が、感染拡大対策として「会食」（96%）、「出張」（94%）、「不要不急の外出」（83%）を自粛・禁止
- との結果が判明しました。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/011.pdf>

【無許可労働者派遣事業に対する刑事告発】

告発事実：被告発人は、群馬県高崎市に本店を置き、平成 30 年 9 月 30 日から令和 2 年 2 月 29 日までの間、労働者派遣法第 5 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者を他社に派遣し、その指揮命令の下で労働に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000741432.pdf>

【業務中に濃厚接触者と認定された場合の休業補償の取り扱い】

上記についてお問い合わせを受けることも多いため、弁護士伊山正和の見解をご紹介します。

結論：支払うべきである。

解説：まず、休業補償の場面にいう「使用者の責に帰すべき事由に当たらない」場合とは、いわゆる「不可抗力」といえる場合であると考えられています。

解釈上、ここにいう「不可抗力」といえるためには、

- ① その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

の 2 つの要件を満たすものでなければならないと解釈するのが一般的で、厚労省もそのようにアナウンスしています。

したがって、「業務中」に濃厚接触者と認定されたことにより、休業させる場合には、①の要件を欠いており、休業補償を免れるべき場面ではないということになります。

【問題社員】

問題社員にお悩みの経営者の皆様、「類型別問題社員対応セミナー」を開催します。

3 月 9 日：欠勤を続ける社員

4 月 22 日：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員

ぜひご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

労務トラブル特化サイトはこちら

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆知的財産◆

【商標権・不正競争】

特許庁が「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」を公表しました。

目次

- ・ 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について
- ・ 国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の際の送達方法の見直しについて
- ・ 特許法改正論点の商標法への波及について

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/20210204_shohyo_arikata/20210204_hokokusho.pdf

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」が承ります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆広告・販売規制◆

【景表法違反事例・課徴金 370 万円】

事案：商品を摂取することにより、ボンヤリ・にごった感じの目の症状を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

命令：課徴金 370 万円

※対象となる商品の売上額の約3%

理由：期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_210203_01.pdf

【特商法違反事例・業務停止命令】

事案：消費者にまず低額の役務提供契約を締結させた上で、当該契約に基づき学力診断テストの結果を提供するために消費者宅を訪問した。

その勧誘行為において、長時間にわたり消費者宅に滞在して、当該契約を締結しない旨の意思を表示するのみならず明示的に消費者宅からの退去も求めた消費者に対し、敢えてその場に同席させた消費者の子を動揺させる言動をするなどしながら、当該契約の締結について執拗な勧誘をし続けた。

それにより、消費者が、退去してもらうには契約を締結するしかないという心境に追い込まれた。

命令：業務停止 6 か月

理由：勧誘目的等の明示義務違反、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為、書面の交付義務に違反する行為、訪問販売に係る売買契約を締結させるため人を威迫して困惑させる行為、訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210204_01.pdf

景品表示法対応実務セミナーを 4 月 13 日に実施します。

「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。

ぜひご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-3502/>

◆倒産情報◆

【帝国データバンク 倒産集計 2021 年 1 月報】

- 倒産件数は 506 件（前年同月比 29.0%減）と、1 月としては 2000 年以降 2 番目の低水準
- 負債総額は 912 億 5800 万円（前年同月比 22.2%減）と、1 月としては 2000 年以降最小
- 負債額最大の倒産は大興製紙(株)（静岡県、会社更生）の約 140 億 800 万円
- 業種別にみると、7 業種中 6 業種で前年同月を下回った。製造業（42 件、前年同月比 39.1%減）は 2020 年 5 月に次ぐ過去 2 番目の低水準。小売業（121 件、同 30.1%減）の飲食料点小売（19 件）は巣ごもり需要や、外食や宴会を控える動きの影響で減少傾向が続き、7 カ月連続の減少となった

■主因別にみると、「不況型倒産」の合計は391件（前年同月比32.4%減）と、6カ月連続で前年同月を下回った。構成比は77.3%（同3.8ポイント減）を占める

■負債規模別にみると、負債5000万円未満の倒産は321件（前年同月比27.0%減）、構成比は63.4%を占める

■地域別にみると、全地域で前年同月比2ケタ減となった。東北（17件、前年同月比63.0%減）は、全県・全業種で減少。北陸（10件、同60.0%減）は、過去2番目の低水準。関東（180件、同28.6%減）は1都5県で減少。東京都（77件）は過去3番目の低水準となった

■人手不足倒産は8件（前年同月比61.9%減）発生、5カ月連続の前年同月比減少

■後継者難倒産は31件（前年同月比27.9%減）発生、4カ月連続の前年同月比減少

■返済猶予後倒産は29件（前年同月比40.8%減）発生、5カ月連続の前年同月比減少

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2101.html>

【東京商工リサーチ 月次 全国企業倒産状況】

2021年1月度の負債額1,000万円以上の企業倒産

・件数：474件（前年同月比38.6%減）

件数は、コロナ禍の支援策が奏功し、7月から7カ月連続で前年同月を下回った。

7カ月以上の連続減少は、2015年4-11月の8カ月に次ぐ減少となった。

1月度の474件は4年ぶりに前年同月を下回り、1972年以降の50年間では1990年（455件）に次ぐ、3番目の低い水準。

・負債総額：813億8,800万円（同34.7%減）

負債総額は、6カ月連続で前年同月を下回った。

1月度としては1972年以降の50年間で、1990年（679億2,200万円）に次ぐ、4番目に低い水準。

負債100億円以上の倒産が1件（前年同月2件）発生したが、同10億円以上が13件（同16件）、同5億円以上10億円未満が16件（同25件）、同1億円以上5億円未満が94件（同159件）と、それぞれ減少した。

同1億円未満は351件（構成比74.0%、前年同月573件）と7割を超え、小規模倒産を主体とした状況が続いている。

・コロナ関連倒産

1月の「新型コロナウイルス」関連倒産は99件発生。

2020年2月から累計893件に達した。

<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202101.html>

【新型コロナウイルスにより影響を受けた事業者の倒産回避対策】

日弁連が、新型コロナウイルスで事業継続に不安を感じておられる経営者の方に向けて、破産以外の選択肢が様々あることをお伝えするため、倒産回避対策の動画を公開しました。

<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/covidmov2.html>

再生や倒産は「再生・破産対策チーム」にご相談ください。

経営者保証ガイドラインの利用により経営者の破産を回避した実績もあります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

【2】当事務所のサービス案内

訴訟に強いのは当たり前。

京都総合法律事務所は、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

① リーガルサポート

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート

・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案

・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

② クレームガード

月額3万円から始められるクレームガード。

ライトプランでは、クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

③ 契約書サポートプラン

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【3】セミナー案内

弁護士の専門性を活かしたセミナーを実施しています。

① 問題社員対応連続セミナー「欠勤を続ける社員」

・日 時：2021年3月9日（火）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：欠勤を続ける社員に焦点を絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000円

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

② 問題社員対応連続セミナー「会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員」

・日 時：2021年4月22日（木）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員に絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000円

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

③ 景品表示法対応実務セミナー

・日 時：2021年4月13日（火）14:00-15:00

- ・ 講 師：弁護士野崎隆史
- ・ 会 場：京都ホテルオークラ
- ・ 概 要：最新の「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。
- ・ 参加費：3000 円

<https://kyotosogo-law.com/post-3502/>

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.9 を発行しました。

- ・ お客様は神様？クレーマーも神様？ (弁護士野崎隆史)
- ・ 同一労働同一賃金のポイントは「バランス待遇」 (弁護士伊山正和)
- ・ 意匠法の改正について (弁護士拾井美香)
- ・ 新メンバーのご紹介 (弁護士竹内まい)
- ・ 年末の恒例行事 (編 集 委 員)

添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021 年 2 月号、いかがでしたでしょうか？

今月号では当事務所のホームページで閲覧数の多かった記事をご紹介します。ご紹介します。

皆様のご関心に添えるような記事を更新していきますので、随時チェックしてください。

異例の越年となった大河「麒麟がくる」は、私の中では戦国時代最大のヒーローであった明智光秀の目線からの信長と光秀の関係に対する解釈が新鮮で、毎週とても楽しみにしていました。

長谷川博己氏の正義感あふれる光秀、渋谷将太氏の承認要求に支配された丸顔の信長、キャ

ストの皆様の熱演、大変素晴らしかったです。

とりわけジョン・グラム氏の音楽とオープニング映像は、歴代でも屈指のカッコよさだったと思います。

家康のブレーンとして有名な天海僧正の兜は「麒麟前立付兜」(きりんまえだてつきかぶと)。
麒麟とは天海？天海は光秀？と色々楽しめた大河でした。

次の大河は新一万円札のお方ですね。お勉強させていただきます。

2月は野球もキャンプイン。

しっかり鍛えて優勝してください！

関西では緊急事態宣言が解除されましたが、マスク・手洗い・三密回避で三度目の緊急事態宣言を防ぎましょう！

夜明けまであと少しです。

登りきるまで励まし合い、支え合えば、必ず打ち克てます。

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。
ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com